

議第 26 号

呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条並びに付則第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条並びに付則第 2 項及び第 3 項に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

（設備の基準）

第 4 条 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除き、地域密着型特別養護老人ホームを含む。）の 1 の居室の定員は、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、市長が必要と認めた場合は、1 の居室の定員は、4 人を上限とすることができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 12 年 4 月 1 日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第 4 条の規定を適用する場合においては、同条中「一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、市長が必要と認めた場合は、1 の居室の定員は、4 人を上限とすることができる」とあるのは「原則として 4 人以下とすること」とする。

3 平成 28 年 4 月 1 日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な

設備が完成しているものを含み、平成24年4月1日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第4条の規定を適用する場合においては、同条中「一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、市長が必要と認めた場合は、1の居室の定員は、4人を上限とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。

（提案理由）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。